

第1回 大分市隣接校選択制検討委員会 議事録

1. 日 時 令和5年2月22日(水) 10:00~11:30
2. 場 所 本庁舎地下1階 B15会議室
3. 出席者

○検討委員会委員

委員長	山崎	清男
副委員長	小野	昭三郎
委員	平本	泉
委員	川野	君香
委員	酒井	美恵
委員	久保	隆
委員	末松	広之

○事務局

学校教育課長	江隈	英明
学校教育課参事兼 児童生徒支援室長	平田	敬二
学校教育課主査	上杉	幸喜
学校教育課主事	牧	修平

4. 次 第

委嘱状及び辞令交付

- (1) 開会
- (2) 教育長あいさつ
- (3) 委員長、副委員長選任
- (4) 委員長あいさつ
- (5) 協議
 - ①本市における隣接校選択制の現状・実績について
 - ②他市の実施状況について
- (6) その他
- (7) 閉会

議事録

○事務局 ただいまから、第1回大分市隣接校選択制検討委員会を開会いたします。はじめに、佐藤教育長からご挨拶申し上げます。

○佐藤教育長 ただいま皆様方に、委嘱状そして辞令をお渡しさせていただきました。

皆様方におかれましては、隣接校選択制検討委員会の委員を快くお引き受けいただきましたことに心から感謝いたしますとともに、日頃から本市教育行政にご尽力、ご協力をいただいておりますことに御礼申し上げます。

さて、本市の隣接校選択制は、平成17年にこの議論が起こりまして、検討委員会を立ち

上げて、様々な課題を検討してまいりました。15年前の検討委員会のメンバーでいらっしゃるのが山崎先生でございます。計7回の検討委員会を開催し、各地域での保護者、住民説明会を行った上で、平成21年度から本格実施となったところです。今年で15年目を迎え、この間、社会情勢が大きく変化するなかで、当時は子どもたちの自由を最大限保証していく、あるいは、通学の安全、通学距離、学校の特色に対する、子どもたちの行きたい学校を選ぶ自由・権利、そういったものを合わせて導入してきたわけです。しかし、この制度が今も本来の目的に沿うような、そのような役割を果たしているかなど、12月の市議会でも質問をいただいたところでもあります。そういうこともありまして、今回、新たに、成果・課題について検証していただいて、今後、隣接校選択制をどのようにしていくかの判断材料にしていきたいと考えております。現状に即した制度になっているかなどについて検証を行う必要があると考え、本委員会を立ち上げたところであります。委員の皆様方におかれましては、忌憚のないご意見をいただき、子どもたちの自由をどういった形で保証していくのかといったことも審議いただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 次に、第1回目の開催にあたりまして、委員の皆様の名前を読み上げさせていただきますご紹介いたします。お手元の名簿をご覧ください。

山崎清男大分大学名誉教授です。

小野昭三郎自治会連合会理事です。

平本泉大分市PTA連合会会長です。

川野君香大分市子ども会育成連絡協議会常任理事です。

酒井美恵津留小学校校長です。

久保隆碩田学園校長です。

末松広之教育部長です。

それでは、次第3 委員長・副委員長選任につきまして、大分市隣接校選択制検討委員会設置要綱第5条の規定により、委員長及び副委員長は委員の互選により選出することとなっておりますが、事務局案がございますので提案させていただきますようお願いいたします。

(「はい」の声)

○事務局 山崎委員を委員長、小野委員を副委員長にお願いしたいと考えております。よろしいでしょうか。

(「よし」の声)

○事務局 ありがとうございます。それでは、山崎委員長から一言お願いします。

○山崎委員長 ただいま委員長を仰せつかりました山崎です。先ほどの教育長のお話を聞いて色々なことを思い出しました。学校選択制が導入される前、県立高等学校の全県一区制、さらに碩田学園の統廃合もあり、あの当時は激動の時代でした。そういった中で、選択制の導入に関わらせていただきました。苦しいこともありました。教育もそうですが、社会制度というのは、どこかのタイミングで制度疲労を起こします。なぜなら、社会の変化があるからです。選択制を見直すのも、選択制をやめるということではなく、現実の変化する社会の中で、どうやってさらにブラッシュアップしていくかということが必要です。そのようなことも踏まえながら皆さんと一緒に議論できたらと考えております。どうかよろしくをお願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。佐藤教育長におきましては、次の公務がありますので、

ここで退席させていただきます。

<教育長 退席>

○事務局 ここからの議事進行につきましては、山崎委員長にお願いいたします。

○山崎委員長 それでは、次第5に移らせていただきます。まず、本市における隣接校選択制の現状と実績、そして他市の状況等につきまして説明していただきます。事務局から説明を受けた後、委員の皆様のご意見・ご質問をいただきたいと思っています。

それでは、事務局、資料1、2の説明をお願いします。

○事務局 まず初めに、就学手続きについてご説明させていただきます。お手元の資料1をご覧ください。

学校教育法により、市町村内に小学校、中学校及び義務教育学校が2校以上ある場合、入学通知書において就学予定者が就学すべき学校を指定することとされています。大分市教育委員会では、就学校の指定にあたり、規則と要綱にて通学区域を定めており、それに基づいて指定を行っています。

保護者は、就学すべき学校の指定にしたがって、その子を就学させる義務を負いますが、指定された学校について、保護者の意向や子の状況に合致しない場合等について、市町村教育委員会が相当と認めるときには、保護者の申立により、市町村内の他の学校に変更することができるとされています。どのような事由について就学校の指定の変更が認められるかは、最終的に市町村教育委員会が判断しますが、就学校の変更に係る要件および手続きに関しては、市町村教育委員会において予め定め、公表します。大分市でも、就学校の変更を認める許可事項を定めており、こちらについては資料2で後程ご説明させていただきます。なお、市町村教育委員会の判断により、就学すべき学校の指定に先立ち、あらかじめ保護者の意見を聴取することもできるとされています。これがいわゆる学校選択制であり、大分市では隣接校選択制を実施しているところです。

資料1下の「就学指定に係る市町村教育委員会の事務手続」を示すフロー図をご覧ください。大分市では、就学時の健康診断が終了した11月初めから隣接校選択制の申請を受け付け、保護者から意見聴取を行います。年内に隣接校への入学予定者を確定したうえで年明けに入学通知書を発行し、1月の中旬に保護者に入学期日・就学校の指定を通知しています。保護者の意向や子の状況に合致しない場合等において、大分市の定める就学校の変更を認める許可事項に該当する場合、保護者は入学通知書等必要書類を持参し、学校教育課で就学校の指定の変更、学区外就学の手続きを行います。その後4月に指定校、もしくは希望校に入学します。

続いて、資料2をご覧ください。資料1で少し触れましたが、大分市において、就学校の変更を認める許可事項を載せた資料になります。主な許可事項としていくつかご紹介します。

まず、①全学年にわたり、学期の途中で転居し通学に支障ない場合に必要な期間許可する「転居」、②自宅の新築や転居が確定しており、転居先の学校へ入学（転学）を希望する場合に、転居日の属する学年初めから転居日までの期間を許可する「転居予定」、⑤指定校以外の特別支援学級のある学校に通学する場合、必要な期間許可する「特別支援学級入級」、⑥不登校等、生徒指導上、教育的配慮が必要な場合、必要な期間許可する「いじめ・不登校等」、⑦保護者が共働き等により、帰宅後監督者がいない場合、小学校卒業又は義務教育学校の前期課程修了までの必要な期間許可する「昼間留守家庭」⑧家庭の事情で居住地に住民登録ができない場合、住民票の異動届出ができるまでの期間を許可する「住民票の異動届ができない」⑫兄弟等が指定校

以外の学校に在籍、もしくは前年度まで在籍していた場合、必要な期間許可する「兄弟等の在籍」⑬上記以外の理由で、ご家庭の事情等により、特に教育的配慮が必要と認められる場合、必要な期間許可しています。また、新中学校1年生を対象に、指定校に希望する部活動が無く、隣接校に希望する部活があり入学した暁には必ず希望する部活に入る場合も教育的配慮の要件の1つとして許可しています。

なお、許可事項はページをめくっていただくと⑭の隣接校選択制まで続いています。隣接校選択制については、後程資料4でご説明させていただきます。資料2までの説明については以上となります。

- 山崎委員長 大分市の隣接校選択制もそうですけど、就学に関する手続きについて説明していただきました。釈迦に説法になるかも知れませんが資料1に通学区域とあります。これが指定校制というもので、戦後の日本の教育政策というのは、時計の振り子を考えていただいたらよいと思いますが、片方には自由や個性、片方には平等。とりわけ戦後日本は非常に教育に力を入れて、日本復帰しないということで、非常に平等に力を入れてきました。教育の機会。全ての子どもが学校に行き、就学の機会を大変重視し指定校制を作ったのです。とても成果を上げました。みんなが学校に行き勉強して学力もつけて、国力がすごく上がっていった。ところが社会がどんどん成熟してくると、もっと個性を重視してよいのではないかということになったわけです。指定校制を作った時には、みんな同じという発想だった。ところが色々な見方がどんどん出てきたわけです。そういう中で30年以上前でしょうか、東京都品川区で選択制を入れることで学校ごとの特色を作るという話でこういう選択制がでてきた。大雑把に言えば、そのような流れだということです。そういう中で、資料1と資料2の説明をしていただきました。何かご質問とかありましたらお願いします。

特にないようですので、もう少し進んでから、質問や議論していきたいと思いますので、資料3から6までの説明をお願いします。

- 事務局 続いて大分市における隣接校選択制導入までの経緯について、ご説明させていただきます。お手元の資料3をご覧ください。

原則として、市町村教育委員会は、あらかじめ学校ごとに通学区域を指定し、これに基づいて就学すべき学校を指定していますが、平成8年度に国から「通学区域制度の弾力的運用について」の通知があり、市町村教育委員会において地域の実情に即し、保護者の意向に十分配慮した多様な工夫を行うよう示されました。

大分市では、平成17年度に外部有識者からなる「大分市立小中学校選択制検討委員会」を設置し、併せてパブリックコメントにて市民から意見を集めました。その結果、検討委員会から「児童生徒並びに保護者にとって選択の幅が広がることは、価値ある制度であり、学校選択制（隣接校選択制）の導入は妥当である」旨の報告を受けたところです。

その後、平成18年度に現行の通学区域を維持しながらの隣接校選択制導入という基本方針を決定し、平成19年度までの2年間において、一部学校を対象に隣接校選択制を施行実施し、平成20年度（21年度入学予定者）から市内のすべての学校を対象に本格実施しています。

次に、お手元の資料4をご覧ください。大分市における隣接校選択制の現状について、こちらの今年度作成した隣接校選択制の申請要項に沿ってご説明させていただきます。

隣接校選択制は、児童生徒、保護者が通学の安全性や通学距離、学校の特色等を考慮し、自ら就学する学校を選択できる機会を確保することを目的としています。対象は、大分市に住所を有しており、来年度大分市立の小学校又は中学校の第1学年に入学する方となっています。

申請可能な学校・受入定員については別紙1で確認いただけますので、そちらをご覧ください。両面で小学校と中学校の「受入定員・隣接校一覧」の表を確認いただけます。今回、小学校の「受入定員・隣接校一覧」に基づき、指定校が金池小学校の場合を例に、申請可能な学校・受入定員の確認方法についてご説明させていただきます。表のNo.1を見ていただくと、「①指定校」が金池小学校になっています。右隣の「②隣接校（選択希望可能校）」は、指定校が金池小学校の方（かた）が選択できる学校一覧が載っています。仮に、大道小学校への入学を希望する場合は、右隣の「③選択校」で上から4番目の大道小学校を探します。最後に、③の大道小学校の右隣にある「10名」が受入定員となります。以上が、一覧表の確認方法となります。

それでは、申請要項の説明に戻らせていただきますので、1枚目の裏をご覧ください。5の申請方法について、申請期間は11月1日から17日までの約2週間としており、申請期間中にホームページで申請状況を公開する他、申請期間終了後にも、その翌日に申請結果をホームページで公開しています。

続いて、6の抽選について、受入定員を超える申請があった学校は抽選を行います。抽選で選外になった方は、指定校に入学することとなりますが、希望により補欠登録することができます。補欠登録をし、当選者が辞退した場合は、順次繰り上げて選択申請校への入学を許可しています。

また、7の隣接校選択制を検討される場合に承諾いただくこととして、(3)の「地域コミュニティの再生」「市民協働のまちづくり」を推進するため、学校行事や地域活動に積極的に参加いただくことや、(5)の隣接校選択制を利用し隣接の小学校に入学した場合も、中学校入学時には住所地によって中学校が指定されることになる為、中学校で隣接校への入学を希望する場合は、新たに隣接校選択制を申請いただくこと、そして、(7)の特別支援学級に入級が決定した場合は、隣接校の申請対象外となる為、指定校以外の特別支援学級入級を希望される場合、学区外就学の許可事項での判断となることなどを記載しています。

最後に、大分市における隣接校選択制の実績について、資料5と6をご覧ください。まず、資料5について、1枚めくってください。こちらは、毎年、申請期間終了後、その翌日にHPにて公開している申請結果となっており、学校ごとの申請者数と各年の申請者数の合計を確認いただくことができます。受入定員を超える申請があった学校には、抽選の枠に丸印がついています。丸印がついていない学校については、抽選は行わず、申請者はすべて希望した隣接校への入学が可能となります。しかし、資料5の1枚目に記載させていただいておりますが、学区外就学の該当者が申請している場合は、教育委員会から申請者に連絡し、隣接校の申請を取り下げ、学区外就学の手続きにより希望する学校に入学していただくよう依頼する為、必ずしも丸印がついている学校がすべて抽選となるわけではありません。また、資料4でも触れましたが、抽選の結果、落選となった方には、補欠登録いただくことで、当選者が市立以外の学校への入学が決まった等の理由から隣接校選択制を辞退した場合、繰り上げて希望する隣接校への入学が可能となります。

隣接校選択制の本格実施当初は、申請者数が250名前後で推移していますが、過去10年の隣接校選択制申請結果からは300名程度の申請を受け付けています。また、小学校と中学校を比較すると、毎年中学校の方が申請が多い結果となっています。平成20年度の本格実施からこれまでの間に4,300件を超える申請がある一方で、500件以上落選者が出ています。

続いて、資料6をご覧ください。資料6については、各年の申請理由を小学校と中学校に分けて種別し、円グラフで表したものになります。こちらでは、各年の（申請者数の合計における）申請理由ごとの占める割合や、（各年の）新1年生を母数とした申請率を確認いただくことができます。小学校は距離を理由にした申請が多い一方で、中学校は距離と友人関係、部活動を理由にした申請が多くなっています。申請率については、小学校は過去5年で約3%で推移しており、中学校は4~5%となっています。資料6までの説明は以上となります。

○山崎委員長 確認ですが、皆さん今日初めて資料を見られるのですか。それではゆっくり行きたいと思います。資料1から確認しましょう。これは先程ご説明ありましたように、学校に入る場合にはこういった形で、もちろんご経験ある方もいらっしゃると思いますが、このような規則があり、そしてこういう形で通学区域が設定されていますと。それをベースにしながら、現実としては特例を認めている、いわゆる法規から持ってきたものです。通学区が設定されていますが、状況によっては学校変更することが認められている。実際に大分市では指定校制をとりながら隣接校選択制を実施しております。そういう通学区に関する事務取扱要綱が資料2です。特に資料2の裏側の許可事項ですが、私も分かっていたつもりではありましたが、改めて勉強しました。要するに、状況によっては別の学校に行くことも可能です。隣接校選択制に関わらず、例えば住所が変わるとか、家が新しく建つとか、そういうこともありますよね。また、小規模特認校、大分市の場合ですと神崎小や上戸次小とかですね。様々な規定があり転学できると書いてあるのが資料2です。次に隣接校選択制の導入について記載されているのが資料3です。資料4は隣接校選択制の申請についての説明です。資料4の別紙1では、例えば隣接校ですから、金池小学校の場合は、長浜小と大道小と豊府小と碩田学園を選べるということですね。寒田小学校の場合であれば森岡小、東植田小、駕野小と田尻小を選ぶことができるということです。また金池小学校であれば5名の定員ということです。酒井委員は津留小学校の校長ですね。津留小学校は何番ですか。

○酒井委員 18番です。

○山崎委員長 津留小学校は10名の受入が可能だということですね。そして、資料5は平成21年度から令和5年度の隣接校選択制申請結果についてです。結果を見ると中学校の方が多そうですね。小学校は金池のみが抽選ですね。資料6は申請理由ということで、説明がありましたように距離や部活動など様々ですが、小学校と中学校で違う傾向があります。それでは、何かありましたらどうぞご遠慮なくお尋ねください。そうして共通理解して話を進めていきたいという風に思っていますので。どのようなことでも結構です。

○小野委員 資料2の要件で、一番深刻な問題としていじめの問題があると思いますが、本来はA校だけどB校がよいといったとき抽選があり落選した場合はどうするのでしょうか。そのような深刻な問題で学校を変りたいというケースはあるのではないのでしょうか。他

の学校を勧めるのでしょうか。

- 事務局 そういった深刻な状況にありましては、教育的配慮を最大限行わなければならないと考えておりますので、特にいじめの案件につきましては、学校から子どもの方に連絡・相談があるようになっておりますので、保護者が隣接校選択制を申請する前に、教育的配慮で子どもを最大限守る為に転校するというのを認めていきたいという話をさせていただいて、抽選にはいたらないように取り扱いさせていただいております。
- 山崎委員長 これから議論すべき問題を小野委員から提起されましたけれども、要するに、隣接校選択制と言っても、今おっしゃいましたように単に右か左かではなく、様々な事情を踏まえて改めて隣接校選択制を考えていく必要があるという、1つの問題提起だったと思いますし、実際には説明がありましたように、児童生徒にとって何が大事かということのを最大限踏まえた上での、学校入学を認めているということです。通学距離で選ぶとか部活動で選ぶこともありますし、実際、子どもにとっては大事なことであるわけですね。
- 小野委員 明野・下郡に、赤坂タウンというところがありますが、そのこの自治区は滝尾です。ところが、そのこの小中学生は明野西小と明野中に通っています。そうすると、自治区は滝尾ですが、明野の子どもというように変則になっています。どうしてこのようになったのかわかりませんが、遊んだり勉強したりするのは一緒の仲間ですけれども、地域が違いますので子供会が一緒になれない。地域の行事があるときに、赤坂の子どもは参加できないのでかわいそうだというのがありますので、祭りなどの際、参加するようにプログラムを渡しています。変則と言いますか、この問題に絡むような感じがしましたので、今実情をお話いたしました。
- 山崎委員長 赤坂のお子さんは、指定校に通っているのですね。
- 事務局 はい。
- 山崎委員長 だから隣接校選択制そのものではないわけです。逆に言えば、その為にも変わることも必要なのかもしれないけれども、指定校に通っているという現実ですね。
- 事務局 はい。
- 山崎委員長 その他にはいかがでしょうか。是非問題提起という形で出して、さらにそれを次回踏まえていきたいということも考えていますので、どうぞよろしくお願いします。
- 久保委員 皆さんの共通認識ということも含めての確認です。受入定員が各学校で設定されていますが、どのようにその受入定員を決定しているのでしょうか。
- 事務局 受入定員につきましては、各学校の余裕教室の状況や今後の児童生徒数の推移等を含めまして、各学校長と協議の上、決定しているところでございます。
- 山崎委員長 児童生徒の推移の状況や学校の余裕設備のことも考えて決定している。だから時によって違うことももちろんあるわけですね。
- 事務局 年度によって受入定員の増減があまりないようにしており、実際には5人から30人の幅の中で設定しているところでございます。
- 山崎委員長 実際そのように設定人数があるわけで、特に施設設備のいわゆる不足だとか、あるいはそれによって児童生徒が教育を受けることができなかったというようなことはないですね。
- 事務局 はい。

- 山崎委員長 酒井委員いかがでしょうか。
- 酒井委員 児童の隣接校選択制の理由を伺いますと、資料のとおりですが、やはり通学距離、それから兄弟の在籍、特別支援学級等に在籍しているお子さんの兄弟関係など、また小学校の場合は、幼稚園・保育園での友達関係によるものもあります。
- 山崎委員長 大事な要因だろうと思います。川野委員いかがでしょうか。
- 川野委員 大分市子ども会育成連絡協議会の川野です。子ども会単位での加入人数、それは子どもの人数が減っていることにも関係しているかもしれませんが、隣接校選択制が始まってから、子ども会に入りづらいという方が増え、子ども会への加入者が減っている状況、そして、子ども会に入ってもその学区の子供ではないので、学区外に行かれた方が学区内での活動に参加しづらく、友人関係を築けない。やはり選択制により地元での友人関係、そういったものが希薄になってきているのではないかと感じています。
- 山崎委員長 どれくらい人数が行くことによってどれくらい影響しているか、1人、2人なのかわかりませんが、そういう視点もあるのではないかとご意見です。
- 平本委員、どうでしょうか。
- 平本委員 大分市PTA連合会の平本です。保護者の立場からの意見という感想です。私の子どもは隣接校選択制で通わせています。元々通っていた小学校から、隣の小学校区に転居しました。元々通っている学校に通わせながら引っ越しができる。それがもしできなくて、転校しないといけないとなった時に、やはり引っ越しも考えることができなかつたかもしれないし、子どもが卒業するまでは転居しなかつたのかなということがあります。また、1番上の子は平成14年に生まれで障がいがありまして、その時は隣接校という言葉が全然なかつたので引っ越しをしました。この小学校に、この幼稚園に入りたいから、この小学校に行くから、引っ越しで行かせようってことがあつたのですが、この制度のおかげでございまして今の中学校に子どもが通えているのでありがたいなと思っています。
- 私の周りにも隣接校を選択している子どもが自校には多く、子どもたちが部活を理由だつたりとか、距離だつたりとか、学校の特色に合わせて学校が選べることはありがたいことだと感じています。
- 山崎委員長 隣接校に限らず学校選択制が持っている意味を考えながら隣接校選択制を進めていくということは大事だと思います。
- 末松委員、どうでしょうか。
- 末松委員 本当に様々なご意見をいただき、私たちが課題として考えているところのお話をいただいていると思います。先程、教育長の挨拶にもありましたけど、制度がスタートした経緯も踏まえながら、広く子どもたちにといいところを思い、この制度を取り扱ってきたところでもございまして、15年が経過する中で社会情勢も変化してきました。この検討委員会で様々なご意見をいただき、より良い形の制度の在り方を考えてまいりたいと思っております。
- 山崎委員長 先程、申しましたように、例えば隣接校選択を踏まえながら、新たな視点からどうやっていくかとかですね。社会が変わってきている十数年の間に当然制度も変わる部分ですね。私も教員の立場で批判されます。要するに変わる社会、変わらねばならない学校と盛んに大学も批判されて、ある意味でコンサバティブなのが大学かもわかりません。そういう意味で盛んに批判されてきました。世の中の流れについて行っていないのではな

いかということ批判されたりしてきているわけですが、確かに変わる努力は必要です。社会が変わっている中で、どのような制度もそうだと思いますが、見直していくことが必要になっていく、そういう場にしたいという末松委員のご意見と理解しております。

その他にはどうでしょうか。ないようですので次の資料の説明をしていただいて、また皆さんのご意見をお伺いしたいと思います。それでは資料7、8の説明をお願いします。

○事務局 他市の実施状況についてご説明します。学校選択制について、中核市62市の調査を行いました。資料7は、その概要をまとめたものであり、資料8は、実施している又は実施していたと回答のあった25市についてまとめたものです。資料7について説明しますが、併せて資料8もご覧ください。それでは、「1、学校選択制の実施について」です。現在、学校選択制を実施しているのは、中核市62市中19市です。そのうち全市で実施しているのは、越谷市や八王子市など大分市も含め11市となっております。次に、一部の地域や学校のみで実施しているのは、福島市や郡山市など8市です。資料8をご覧ください。左から2つ目の郡山市ですが、上から3つ目の実施理由をご覧ください。「指定校制は維持しつつ、児童数が増大するか大規模校対策として、生活圏に近い学校を選択できる制度として導入した」1ページめくっていただいて、一番左の船橋市ですが、こちらも学校規模の適正化を図るため一部の地域のみで実施しております。このように、一部の地域のみで実施している場合は、学校規模の適正化を図るために実施しているところがほとんどのようです。資料7にお戻りください。次に、過去に実施していたのは、前橋市、川口市、横須賀市、金沢市、久留米市、長崎市の6市です。資料8の1ページ目をご覧ください。水色で網掛けしているのが、過去に実施していたところであり、前橋市と川口市ですが、上から3つ目にやめることになった理由を記載しております。まず前橋市ですが、理由としましては、「居住地との関係の希薄化、登下校の安全面の確保の困難、生徒数の偏りの発生」となっており、川口市では「地域の希薄化、選択できない学校の増加、登下校の安全確保」となっております。ページをめくっていただき、左から3番目の横須賀市では「学校規模の偏り」が理由となっており、その2つ隣の金沢市では「地域コミュニティの維持・発展及び中学校への円滑な接続や望ましい人間関係づくりなどを旨とする金沢型小中一貫教育の実施のため」となっております。続いて4ページをごらんください。右側の久留米市ですが、「例年、申込者多数による抽選を行うことがなく、要件を満たせば許可する「学区外就学制度」との差異がみられなくなったため。また、申請期限を定めていることにより、期限後の転入者や教育的配慮が必要な生徒等への個別の対応ができなかったため。」となっており、その右の長崎市では、「児童生徒数が大幅に増大する学校と減少する学校が顕著となり、PTA活動や部活動また地域との活動に支障が生じてきたため」となっております。また、いずれの市も制度の廃止に伴い、学区外就学の許可事項に「指定校よりも距離が近い」や「指定校に希望する部活がない」などの項目を追加しております。資料7にお戻りください。学校選択制を実施していないのは37市となっております。

次に「2、実施方式」についてです。実施方式は主に3つございまして、1つ目は「自由選択制」です。これはその名称のとおり市内全ての学校を選択できるというものです。全市で実施している11市のうち、越谷市、八王子市、富山市、福山市の4市で実施しており、いずれも中学校となっております。2つ目は「ブロック別選択制」です。これは、市内をブロックに分け、そのブロック内の学校を選択できるというものです。ブロック別選択制を

実施している中核市はございません。3つ目は「隣接校選択制」です。これは隣接する校区の学校を選択できるというものです。隣接校選択制を実施しているのは、一宮市、大津市、八尾市、福山市、松山市、大分市、那覇市の7市、なお福山市は、中学校は自由選択制、小学校は隣接校選択制となっております。その他として、寝屋川市ですが、こちらは指定中学校区内に限定した小学校選択制であり、具体的には、中学校区内に複数の小学校がある場合、その小学校を選択できるというものです。

裏面をご覧ください。次に「3、受入定員の設定」についてです。全市で実施している11市のうち越谷市など10市は受入定員を設定しております。定員を設定していないと回答した大津市でも、児童生徒数によっては受入できない学校もあるとのことであり、ほぼ全てで受入定員を設定している状況でございます。ここで、資料8の1ページをご覧ください。一番右の越谷市ですが、「各中学校の余裕教室を考慮し、1学級増までとなるよう、35人を定員としている。」3ページをご覧ください。一宮市では「現有施設で対応することとし、余裕教室や該当年度に入学する児童生徒数に応じて、校長と協議の上、決定している。おおむね、3人～20人の間で設定している」とあり、ほとんどの市において、余裕教室や今後の児童生徒数を考慮し定員を設定しているようです。

資料7にお戻りください。「4、距離要件による学区外就学を認めているか」については、全市で実施している11市のうち、富山市や一宮市など6市で距離要件による学区外就学を認めています。越谷市や八王子市など5市では認めておりません。資料8の2ページをご覧ください。中ほどの富山市ですが、一番下の欄をご覧ください。富山市では、「自宅から指定校までの直線距離が2km以上で隣接校までの方が近く、隣接校が受け入れ可能な場合」は学区外就学を認めております。続いて4ページの福山市ですが「小学校に限り、指定校より隣接校の方が近い場合」は学区外就学を認めております。その隣の松山市では「正規校よりも、隣接する学校へ通学の方が距離が近く、安全性が確保できる場合」は学区外就学を認めております。そのほか、学校選択制を実施していない青森市や宇都宮市のほか、学校選択制を過去に実施していた前橋市や川口市など17市において、距離要件による学区外就学を認めております。距離要件としては、「指定校よりも隣接校の方が近い場合」「指定校までの距離が一定以上、1.5km、2km、3kmなどであり、かつ、希望する学校の方が近い場合」「指定校までの距離と比べ、希望する学校までの距離が、1/2以下、500m以下などになる場合」など、各市において様々となっております。説明は以上でございます。

○山崎委員長 資料7は学校選択制について中核市62市に調査した結果です。実施している場合でも実施方式は様々となっております。また、距離によって学区外就学を認めているところもあるようです。資料8は学校選択制を実施している市、実施していた市の詳細をまとめたものです。委員の皆様からご質問などはございませんか。確認ですが、大分市の場合は、指定校制であり、距離が遠くても指定校に通っていますよね。

○事務局 距離要件による学区外就学は認めておりません。

○山崎委員長 目の前にAという小学校があっても、指定校がB小学校であれば、B小学校に通うことになる。これは中学校でも同じですね。

○事務局 そういった場合には隣接校選択制を申請いただいている状況です。

○小野委員 選択した学校を途中で変えることはできるのでしょうか。

○山崎委員長 選択制によりAという学校に行ったけれども、やっぱり元の学校に戻りたい

といった場合、それができるのかということですね。

- 事務局 隣接校選択制を利用した場合は、原則、卒業まで通っていただくこととなりますが、様々な事情があり指定校に戻りたいということであれば、事情をお聞きし、本人にとって指定校の方が望ましいということであれば、認めている状況です。
- 山崎委員長 認めているということですね。
- 小野委員 今、明治地区には住宅が多く建っており。明治小学校、大東中学校の児童生徒数が増えております。隣の明野東小学校の児童数は少ないです。明野東小学校に行きたいと希望する方もいるようです。区域の見直しというのも考えていかないといけないのではないのでしょうか。大在の場合は新しく小学校ができるようですが、そういった問題も生じております。以前、別保小学校もマンモス校でしたが、今は若干減っているようです。自然まかせではなく、行政が手を打つこともできるのではないのでしょうか。
- 山崎委員長 ちょっと選択制とは違いますが、一つの意見ということですが。通学区の変更は大事なことです、ここで直接取り扱うにはとても難しいし、色々議論しなくてはいいけません。しかし、そういった事実もあるということですが。
- 事務局 実際に、距離が近いことや通学の安全性を理由に、明治小校区の児童が隣接校選択制で明野東小を申請しております。
- 山崎委員長 そのほかございませんか。なければ、資料9の説明をお願いします
- 事務局 資料9をご覧ください。こちらは、隣接校選択制における現行制度の課題と今後の検討事項について事務局でまとめたものです。まず、現行制度の課題としまして、平成21年度の本格実施からこれまでの間に4,000人を超える方が申請し希望する隣接校に通うことができている一方で、これまで500人以上の方が落選している状況もございます。また、理由を問わず申請を受け付けているため、学区外就学に該当する方でも隣接校選択制を申請している現状がございます。そのようなことから純粋な隣接校選択制の利用者数が把握できていない。

それを踏まえまして、5つの検討事項をあげております。1つ目が、学区外就学該当者の申請についてです。現行としまして、学区外就学該当者、転居、昼間留守家庭、兄弟等の在籍、指定校に部活がないといった場合、学区外就学の申請をすれば希望する学校に通うことができる場合でも、隣接校選択制の申請は可能です。受入定員を超える申請があった場合に、学区外就学該当者に対し辞退を促しています。申請受付時に、申請状況によっては辞退をお願いすることもある旨を説明しています。そのようなことから、検討事項としまして、学区外就学該当者には、学区外就学を申請してもらうよう案内すべきか。隣接校選択制の申請の対象外としてはどうかといったものです。

2つ目として、隣接校申請者（新小1）における、中学校進学についてです。現行としまして、隣接校選択制を利用し隣接の小学校に入学しても、中学校入学時には、住所地によって中学校が指定される。中学校で隣接校を希望する場合は、新たに隣接校選択制の申請が必要となります。それを踏まえまして、検討事項として、隣接校選択制を利用し隣接の小学校に入学した場合、中学校入学時には、学区外就学の手続きにより、小学校区の中学校に入学可能とすべきかといったものです。

3つ目として、距離要件の設定についてです。申請理由が距離、隣接校の方が指定校より近い場合でも、申請理由によって合否は決めていないので、受入定員を超える申請があっ

たときは抽選の対象となります。他市では、距離要件による学区外就学を認めている場合もあります。検討事項として、学区外就学の許可事項として、距離要件を設けるべきか。指定校より隣接校の方が近いといった場合や、指定校までの距離が一定距離以上でありかつ隣接校の方が近いといった場合など様々考えられます。

4つ目として、受入定員についてです。現有施設で対応することとし余裕教室や今後の児童生徒数の推移に応じて校長と協議の上設定している。5人刻みで5人～30人の範囲で設定している。1人でも定員を超える申請があれば抽選を行っている状況です。検討事項としまして、現行の定員設定でよいのか、これまでのように何人ではなく何人程度とするなど、定員を超えた場合に、申請期間後に学校と受け入れ可能かどうか協議できる余地を残すといったものです。

5つ目としまして、選択可能校についてです。現行としましては、地域によって選択できる学校数に違いがあります。検討事項としまして、選択可能な学校が少ない地域は、隣接校のさらに隣接校まで選択できるようにするかといったものです。説明は以上です。

○山崎委員長 現在、隣接校選択制を実施していますが、今後も継続していく場合には、こういった課題を検討してはどうかといった一つの問題提起です。例えば、1つ目の学区外就学該当者の申請についてですが、兄や姉がいれば学区外就学を申請することで通うことができます。その分定員に余裕ができるわけです。また、2つ目では、隣接校選択制によって小学校に入学しても、中学校で隣接校を希望しても申請が必要となります。また、距離要件や受入定員、選択可能校などございます。本日は時間がありませんので、次回、皆さんから意見をいただき議論していきたいと考えております。本日は隣接校選択制の現状を様々な資料をもとに説明していただき、委員間で共通認識を持つことができました。次回以降、隣接校選択制の課題について協議していきたいと考えております。

それでは、事務局にお返しします。

○事務局 山崎委員長ありがとうございました。閉会の前に、次回の日程につきまして、説明いたします。

<次回の日程説明>

○事務局 委員の皆様方にはご多忙のところ、長時間にわたりご協議いただきありがとうございました。これをもちまして、第1回大分市隣接校選択制検討委員会を終了いたします。